

健生発 0731 第 1 号
医政発 0731 第 1 号
感 発 0731 第 2 号
こ 成 母 第 691 号
令和 8 年 7 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令等の制定について
(通知)

平素より、健康管理システムの運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令及び関連告示を定め、令和8年7月27日に公布されたところです。

つきましては、以下について、御了知の上、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

なお、標準化基準として、今般定めた内容は、健康管理システム標準仕様書に規定している内容に準拠しており、当該仕様書一式は、厚生労働省ウェブサイト(※)にて公開しております。

※標準仕様書(健康管理システム)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kenkou_std.html

(参考) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC00000000040>

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504M60004008001>

記

1. 制定の内容

(1) 機能要件の標準

健康管理システムの機能等（法第2条第2項に規定する機能等（法第5条第2項第3号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し、要件を規定。

(2) 帳票要件の標準

健康管理システムの機能等のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し、要件を規定。

(3) 実装区分

健康管理システムに必ず実装しなければならない機能、実装するか否かについて健康管理システムを開発する事業者が判断する機能又は健康管理システムに実装してはならない機能の別を規定。

(4) 適合基準日

健康管理システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定。

(5) その他所要の規定

2. 施行期日

公布の日（令和8年7月27日）

以上

○内閣府 厚生労働省告示第三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

一 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（以下「命令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二 命令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る健康管理システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第二号。以下「告示」という。）別表第一及び別表第三並びにその他の地方公共団体情報システムの機能要件又は帳票要件の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三 命令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道帯広市、北海道北見市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道松前町、北海道知内町、北海道積丹町、北海道余市町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道秩父別町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道剣淵町、北海道遠別町、北海道猿払村、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道雄武町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道新ひだか町、北海道豊頃町、北海道足寄町、北海道浦幌町、北海道厚岸町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、青森県五所川原市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰹ヶ沢町、青森県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県大郷町、秋田県湯谷町、宮城県南三陸町、秋田県大仙市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、秋田県小坂町、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県大石田町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、山形県高島町、山形県白鷹町、山形県遊佐町、福島県郡山市、福島県須賀川市、福島県伊達市、福島県古殿町、茨城県牛久市、栃木県宇都宮市、埼玉県飯能市、埼玉県久喜市、埼玉県寄居町、千葉県船橋市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県八千代市、千葉県芝山町、東京都新宿区、東京都文京区、東京都大田区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都新島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都小笠原村、神奈川県横浜須賀野市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県中央市、長野県佐久穂町、長野県豊橋市、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県木祖村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、愛知県豊根村、三重県桑名市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県武豊町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、滋賀県大津市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府長岡京市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府茨木市、大阪府和泉市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県佐用町、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県上牧町、奈良県王寺町、島根県松江市、島根県大田市、島根県出雲町、広島県三原市、広島県海田町、広島県坂町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県萩市、山口県上関町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県北島町、徳島県藍住町、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三木町、香川県直島町、香川県綾川町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、福岡県朝倉市、福岡県那珂川市、福岡県筑前町、福岡県大刀洗町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、佐賀県佐賀市、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県雲仙市、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県球磨村、大分県豊後高田市、大分県豊後大野市、大分県国東市、大分県日出町、鹿児島県曾於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県長島町、鹿児島県肝付町、沖縄県那覇市、沖縄県今帰仁村、沖縄県伊江村、沖縄県久米島町

別表（第一号関係）

地 方 公 共 団 体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
東京都昭島市	告示別表第一の0190020の項、0190206の項、0190222の項、0190563の項及び0190564の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
島根県奥出雲町、広島県坂町、山口県萩市、福岡県大刀洗町、佐賀県多久市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、熊本県宇城市、熊本県湯前町、熊本県球磨村、鹿児島県曾於市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県長島町、鹿児島県肝付町、沖縄県今帰仁村	告示別表第一の0190178の項、0190196の項、0190197の項、0190199の項、0190205の項、0190213の項及び0190564の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0190185の項、0190187の項、0190189の項、0190217の項及び0190228の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

[illegible]

[illegible]

○内閣府告示第四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する健康管理システム並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

千葉県千葉市、東京都杉並区、京都府京都市、兵庫県西宮市、広島県広島市、福岡県北九州市	令和11年4月1日
宮城県東松島市、宮城県加美町、静岡県静岡市、愛知県豊田市、兵庫県豊岡市	令和12年4月1日
宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、石川県小松市、岐阜県安八町、大阪府大阪市、長崎県長崎市	令和13年4月1日

○内閣府令第十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九号各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九号各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令

（趣旨）

第一条 この命令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第九条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「健康管理システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イから二までに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 機能要件の標準 機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。
- 二 帳票要件の標準 機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。
- 三 実装区分 地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。
- 四 適合基準日 地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（健康管理システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条 健康管理システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条 健康管理システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

一 外部システムとの連携及び庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携、健康管理システムにおいて処理する事務の全部又は一部を実施するに当たり必要な項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。

二 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第十七条第一項に規定する業務及び同法第十九条の二に規定する事業その他の国民の健康の増進を図るための措置の実施に係る機能を備えること。

三 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の十二に規定する妊婦支援給付金の支給に係る機能を備えること。

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業の実施に係る機能を備えること。

五 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条及び第二十一条の四第一項の規定による妊産婦並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置の実施に係る機能を備えること。

六 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項及び第六条第一項から第三項までに規定する予防接種の実施に係る機能を備えること。

七 統計等の集計に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条 健康管理システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

- 一 宛名シール
- 二 窓空き宛名
- 三 養育医療給付台帳
- 四 養育医療券（病院及び診療所用）
- 五 養育医療券（薬局用）
- 六 風しん追加対策クーポン券
- 七 予防接種済証

（健康管理システムに実装してはならない機能）

第六条 健康管理システムには、前二条の規定並びにこれらの規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるものと並びに前二条の規定並びにこれらの規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

2 前項の規定は、健康管理システムに係る互換性が確保される場合において、地方公共団体が、健康管理システム以外の地方公共団体情報システムを整備するときに、当該地方公共団体情報システムと一体的に運用するものとして当該健康管理システムを整備することを妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条 この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する健康管理システムで、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものと

して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

2 この命令の施行の際現に健康管理システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する健康管理システムを利用するものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条 この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する健康管理システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものと